

東京消防庁 消防相互応援協定 市 川 市

協定締結日 昭和42年3月7日

第1条 消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づく東京都（東京消防庁）（以下「甲」という。）と千葉県市川市（以下「乙」という。）との消防相互応援は、この協定の定めるところによる。

第2条 この協定は、火災等の災害発生の際、甲乙相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限度に防止することを目的とする。

第3条 相互応援の方法は、次のとおりとする。

(1) 普通応援

ア 別表第1に定める区域内に発生した火災を受報又は覚知した場合は、応援側から1隊出場するものとする。

イ 別表第2に定める区域内に発生した災害を受報又は覚知した場合は、別に定めるところにより出場するものとする。

(2) 特別応援

甲又は乙の管轄区域内に大火災又は大規模災害等が発生し応援を必要とする場合は、前号にかかわらず被応援側の長の要請又は応援側の状況判断により応援するものとする。この場合における応援隊数等については、応援側において決定するものとする。

第4条 応援出場隊は、すべて現場の被応援側最高指揮者の指揮に従うものとする。

第5条 応援出場隊の長は、消防行動についてすみやかに現場最高指揮者に報告するものとする。

第6条 応援のために要した経常的経費並びに事故により生じた経費は応援側の負担とする。

2 前項以外の経費は、被応援側の負担とする。

第7条 この協定に定めるもののほか、応援に関する必要な事項は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

第8条 この協定の運用について疑義を生じたときは、そのつど協議して決定するものとする。

第9条 本協定を証するため正本二通を作成し、甲・乙各一通を保管するものとする。

附 則

- 1 この協定は、昭和42年3月20日から施行する。
- 2 東京都(東京消防庁)と市川市との消防相互応援協定(昭和32年7月5日)は、これを廃止する。

昭和42年3月7日

東京消防庁消防長
消防総監 山 田 義 郎
千葉県市川市
市 長 富 川 進

【改正】

付 則

この協定は、昭和43年4月20日から施行する。

昭和43年4月13日

東京消防庁消防長
消防総監 山 田 義 郎
千葉県市川市
市 長 富 川 進

付 則

この協定は、昭和43年10月19日から施行する。

昭和43年10月4日

東京消防庁消防長
消防総監 山 田 義 郎
千葉県市川市
市 長 富 川 進

付 則

この協定は、昭和48年3月7日から施行する。

昭和48年3月7日

東京消防庁消防長
消防総監 山 田 義 郎
市 川 市
市 長 富 川 進

付 則

この協定は、昭和 5 1 年 8 月 1 0 日から施行する。

昭和 5 1 年 8 月 1 0 日

東京消防庁
消防総監 村 山 茂 直
市 川 市
市 長 鈴 木 忠兵衛

附 則

この協定は、昭和 5 3 年 4 月 1 日から施行する。

昭和 5 3 年 4 月 1 日

東京消防庁消防長
消防総監 味 岡 健 二
市 川 市
市 長 高 橋 國 雄

附 則

この協定は、昭和 6 2 年 1 1 月 2 日から施行する。

昭和 6 2 年 1 0 月 3 0 日

東京消防庁消防長
消防総監 中 條 永 吉
市 川 市
市 長 高 橋 國 雄

附 則

この協定は、昭和 6 3 年 1 1 月 1 日から施行する。

昭和 6 3 年 1 0 月 2 9 日

東京消防庁消防長
消防総監 中 條 永 吉
市 川 市
市 長 高 橋 國 雄

附 則

この協定は、平成 2 年 8 月 1 日から施行する。

平成 2 年 7 月 2 6 日

東京消防庁消防長
消防総監 原 島 榮 一
市 川 市
市 長 高 橋 國 雄

附 則

この協定は、平成１８年１１月３０日から施行する。

平成１８年１１月３０日

東京消防庁

消防総監

関 口 和 重

市 川 市

市 長

千 葉 光 行

附 則

この協定は、平成１９年１０月１日から施行する。

平成１９年９月１８日

東京消防庁

消防総監

小 林 輝 幸

市 川 市

市 長

千 葉 光 行

別表第 1

普 通 応 援 出 場 区 域

東京消防庁側の応援区域	市川市側の応援区域
市川市のうち 国府台一丁目 国府台二丁目 国府台三丁目 国府台四丁目 国府台五丁目 国府台六丁目 真間一丁目 真間二丁目 真間三丁目 真間四丁目 真間五丁目 市川一丁目 市川二丁目 市川三丁目 市川四丁目 市川南一丁目 市川南二丁目 市川南三丁目 市川南四丁目 市川南五丁目 新田一丁目 新田二丁目 新田三丁目 新田四丁目 新田五丁目 平田一丁目 平田二丁目 平田三丁目 平田四丁目 大州一丁目 大州二丁目 大州三丁目 大州四丁目 大和田一丁目 大和田二丁目 大和田三丁目 大和田四丁目 大和田五丁目 東大和田一丁目 東大和田二丁目 稲荷木一丁目 稲荷木二丁目 稲荷木三丁目 河原 下新宿 本行徳 本塩 関ヶ島 伊勢宿 押切 湊 湊新田 香取一丁目 欠真間一丁目 相之川一丁目 相之川二丁目 広尾一丁目 広尾二丁目 新井一丁目 新井二丁目 島尻 妙典三丁目及び湊新田一丁目の県道市川浦安線以西	江戸川区のうち 北小岩一丁目 北小岩二丁目 北小岩三丁目 北小岩四丁目 北小岩五丁目 北小岩六丁目 北小岩七丁目 北小岩八丁目 東小岩一丁目 東小岩二丁目 東小岩三丁目 東小岩四丁目 東小岩五丁目 東小岩六丁目 北篠崎一丁目 北篠崎二丁目 上篠崎一丁目 上篠崎二丁目 上篠崎三丁目 東篠崎町 2 5 0 番地 東篠崎一丁目 東篠崎二丁目 篠崎町一丁目 篠崎町二丁目 篠崎町三丁目 篠崎町四丁目 下篠崎町 南篠崎町一丁目 南篠崎町二丁目 南篠崎町五丁目 江戸川一丁目 江戸川二丁目 江戸川三丁目 江戸川四丁目 江戸川五丁目 東瑞江二丁目 西瑞江三丁目 西瑞江四丁目

別表第 2

自 動 車 専 用 道 路 普 通 応 援 出 場 区 域

東京消防庁側の応援区域	市川市側の応援区域
京葉道路下り線のうち 京葉道路出入口（篠崎インターチェンジ）から市川インターチェンジまでの市川市の管轄区域	京葉道路及び首都高速 7 号小松川線上り線のうち 市川インターチェンジから一之江ランプまでの東京消防庁の管轄区域